○中国地方整備局告示第四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月十九日

中国地方整備局長　栗田　悟

一　施行者の名称　山口県

二　都市計画事業の種類及び名称　山口都市計画公園事業五・五・一亀山公園

三　事業施行期間　自平成二十六年三月十九日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　山口県山口市春日町地内

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月十九日

中国地方整備局長　栗田　悟

一　施行者の名称　山口県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十五年建設省告示第千百九十八号山口都市計画公園事業九・六・一維新百年記念公園

三　事業施行期間　自昭和五十五年六月二十三日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○九州地方整備局告示第六十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十九日

九州地方整備局長　岩崎　泰彦

一　道路の種類　一般国道

二　道路の区域

(一)　路線名　二百二十号及び四百四十八号

(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
宮崎市大字内海字大園七六七七番一から日南市大字伊比井字鶯巣三九六七番一まで	前	一一・三六～六四・〇七	一・九六三	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	一一・三六～六四・〇七	一・九六三	
	A	一三・〇〇～四八・二八	一・四三二	
日南市大字伊比井字後浦二七〇二番一から同市大字伊比井字坂口二二一五番二まで	前	一〇・六九～二七・五三	〇・〇九三	
	後	二三・〇〇～四七・八八	〇・〇九三	
	B	一二・一〇～四四・六八	二・〇六九	
日南市大字伊比井字塩入二九七番三から同市大字冨土字野中田三五九二番一まで	前	一二・一〇～四四・六八	二・〇六九	
	後	一二・一〇～四四・六八	二・〇六九	
	A	一三・〇三～七八・八八	一・一〇七	
	B	一三・〇三～七八・八八	一・一〇七	

(三)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

二　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
豊後大野市大野町田中字合殿七二五番一から同市大野町田中字屋敷七一三番三まで	前	一〇・〇〇～一六・〇〇	〇・一七五	
	後	一四・〇〇～二七・五〇	〇・一七五	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

三　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
竹田市大字拝田原字山下二五八番一から同市大字拝田原字上津留四五二番一まで	前	一二・七〇～一三・八〇	〇・〇五六	
	後	一三・九〇～一三・八〇	〇・〇五六	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

○北海道開発局告示第四十三号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十七条第一項の規定により河川管理施設と他の工作物との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図書は、北海道開発局及び同局旭川開発建設部に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十九日

北海道開発局長　澤田　和宏

一　河川の名称

天塩川水系名寄川

二　河川管理施設の名称又は種類

河川の名称	位置
天塩川水系名寄川	左岸　東橋地点から
	右岸　真勲別頭首工地点まで
	〃　真勲別頭首工地点から
	〃　真勲別水位観測所地点まで
	〃　真勲別水位観測所地点から
	左岸　栄橋地点まで
	〃　栄橋地点から
	〃　上名寄樋門下流地点まで
	〃　上名寄樋門下流地点から
	〃　上名寄水位観測所地点まで
	〃　上名寄水位観測所地点から
	〃　岐阜橋地点まで
	〃　岐阜橋地点から
	〃　太見橋地点まで

三　河川管理施設の位置

四　管理を行う者の氏名及び住所

氏名　KDDI株式会社　建設本部長　山森　誠司

住所　東京都渋谷区代々木三丁目二番七号